

半田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年九月九日

半田市長 久世 孝宏

半田市条例第三十号

半田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

半田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成五年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十九条第一項第一号ハ」を「第十八条の三第一項第六号」に改める。

第四条中「第二十一条第二項」を「第十八条の三第一項」に改める。

第十二条第一項中「第十九条第一項第一号ト」を「第十八条の三第一項第七号」に改める。

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。